

(イ) 応急・復旧に関する措置

① 供用中の道路及び附属施設

供用中の高速道路及び附属施設の復旧にあたっては、次に掲げるところにより、少なくとも一車線を走行可能な状態に速やかに復旧し、必要ある箇所については応急復旧と同時に、又は応急復旧に引き続いて本復旧を行うものとする。

a 路面が破損した場合には、砂利、碎石等により破損箇所を修理し、アスファルト舗装等により応急復旧を図る。

b 排水設備、電気設備、通信設備、その他附属設備等に被害を生じた場合は、早急に原因を調査し、応急の措置を行う。

c 浸水、建造物の倒壊その他による被害が生じた場合は、排水、堆積物の排除等を行い、交通の確保を図る。

d よう壁等が破壊した場合には、必要な資機材を使用して応急復旧を図る。

② 工事中の道路及び附属施設

工事中の高速道路及び附属施設に係る被害が発生した場合には、被害の拡大を防ぐとともに工事及び工事用資機材の保全を図るため、関係請負業者の協力を得て応急復旧その他の措置を講じ、必要ある箇所については応急復旧と同時に、又は応急復旧に引き続いて本復旧を行うものとする。

(ウ) その他

発生を予知できるその他の道路災害に係る応急対策計画については、本応急対策計画を準用する。

(3) その他施設

ア 公園及び街路樹に関する応急対策

(ア) 公園及び街路樹の点検

① 公園の点検

建設部は、速やかに都市公園の巡視点検を実施し、また、関係機関等からの通報を受け、都市公園の被災箇所（風害、冠水、陥没、隆起、亀裂、公園施設の破損等）の発見に努める。

③ 街路樹の点検

建設部及び大阪港湾部は、道路管理者（港湾管理者）等と連携し、速やかに街路樹の巡視点検を実施し、また、関係機関等からの通報を受け、街路樹の被災箇所（倒木、傾斜木、枝おれ等の被害）の発見に努める。

(イ) 応急対策の実施

① 公園の応急対策

a 被災箇所を発見したときは、必要に応じ立ち入り禁止等の措置をとる。

b 避難場所としての機能確保にむけ、広場、出入り口等の陥没、隆起、亀裂などの整地等応急対策を実施する。

② 街路樹の応急対策

被災箇所を発見したときは、必要に応じ道路管理者（港湾管理者）等に連絡のうえ、被害木の除去、傾斜復旧、支柱設置等の応急対策を実施する。

(ウ) 実施体制

建設部及び大阪港湾部は、関係機関等と連携し応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

また、職員のみでは十分な対応ができない場合を想定し、公園施設の調査や応急対策等の災害支援対策として各種団体と下記の協定を締結している。

・災害時における応援復旧対策の協力に関する協定

締結相手：一般社団法人 日本建設業連合会関西支部

一般社団法人 大阪建設業協会

1 2. 鉄道施設の災害予防・応急対策

(1) 大阪市高速電気軌道株式会社

ア 災害予防

(ア) 計画の目的

豪雨、台風、火災等により危険な状況が予想される場合の地下鉄及びニュートラムにおける乗客の安全対策と火災発生時の早期復旧を図ることを目的とする。

(イ) 計画の内容

① 水害対策

洪水、高潮等により地下鉄ずい道内への浸水を防止するため次のような水害対策を図っていく。

a 止水堰又は止水扉の設置

② 防火・防煙対策

出火の防止と初期消火並びに避難経路確保のため、以下の対策を推進する。

a 車両火災防止設備の整備

b 火災報知装置、消火栓等の設置

c 送排風機の整備

d 乗降階段への防火シャッターの設置

e ずい道内への連結送水管の設置

③ 風害対策

風害の防止のため、以下の対策を推進する。

a 風向風速計の整備

b 高架駅の吊り下げ物に対する飛散、落下防止措置の徹底

④ 鉄道災害対策

鉄道災害防止のため、次のような対策を図っていく。

a 基本動作の徹底

b 教育及び訓練の指導徹底

c 事故災害等発生における連絡体制の徹底

d 運転保安設備等の高性能化及び検査制度の向上の推進

e 総合訓練

イ 応急対策

(ア) 応急対策計画

① 高速鉄道及び中量軌道

a 水害対策

(a) 列車の運行対策

災害の発生が予想される場合には、減車運転又は車両の退避を行うこととし、可能な限り運転を実施する。

地下路線部においては、いずれかの駅が浸水防止のため止水パネルを設置、又は角落しを行い、営業を中止したとき、運転を中止する。

(b) 止水扉の閉鎖

止水堰を超える浸水がある場合、又は止水堰を設置しても、堰の上端が淀川以南では0. P+4. 5 m以下、淀川以北では0. P+7. 0m以下となる箇所地下鉄出入口に止水扉を設置しており、浸水のおそれがある場合は、全面閉鎖する。

(c) 乗客の避難誘導

ずい道内への浸水のおそれがあり、止水堰及び止水扉を使用するときは、その前に地下構内の乗客を地上へ避難誘導する。

b 防火・防煙対策

(a) 地下鉄構内に煙が生じた場合

煙を感知した乗降階段の防火シャッターが、床から2メートルの位置まで自動降下（一段降下）し、煙の流動を防止する。さらに、地下鉄の換気設備を用い、構内で発生した煙をすみやかに排気する。

(b) 地下街で煙が生じた場合

地下街の送排風機及びシャッター等の設備により、連絡通路から地下鉄構内へ進入する煙を防止する。さらに、ずい道内へ流入する煙については、送排風機の操作等によって排煙する。

(c) 乗客の避難誘導

高架部分は不燃材から構成されているので火災については問題となることと考えられるが、車両火災及び地下ずい道内の火災については非常に危険を伴うので、次の通り取り扱う。

A 列車内乗客の誘導

火災発生時に駅間を走行中の列車は、可能な限り次駅まで運行する。また、やむをえず駅間に停車したときは、乗務員及び最寄駅長は運転指令者の指示により乗客を安全な方向へ避難誘導する。

B 地下構内乗客の誘導

地下構内においては火災による煙の発生が最も恐ろしいので、駅長は煙の流動を早く把握し、煙のこない安全な出口へ乗客及び構内通行人を混乱しないよう冷静、沈着に避難誘導する。

c 風害対策

(a) 列車の運行対策

高架路線部において風速20m/sec以上となったときは、毎時40kmを超えない速度で注意運転を行う。

中量軌道では出発を抑止し、一時運転を見合わせる。ただし、駅間の列車は次駅まで毎時25kmを超えない速度で注意運転を行う。

高架路線部では、風速25m/sec以上となったとき、又は飛散物の落下により列車の運転が危険となったときには、列車の運転を中止する。

(b) 乗客の避難誘導

強風のため列車の運転を中止する必要があるときは、高架路線部を走行中の列車は次駅まで走行させ、次駅において乗客を駅構内の安全な場所に避難誘導する。

d 鉄道災害発生時の対策

運転事故等による事故災害が発生し、死傷者を生じ又は輸送に著しく支障をきたした場合は、次の取扱いにより円滑な事故処理及び迅速・的確な復旧を図るものとする。

(a) 乗務員は、冷静に事故の状況を見極め、事故の発生を運転指令者に通報する。

(b) 運転指令者は、電車線の停電処置を行った後、駅長と打合せを行い、乗客避難誘導開始の手配を行う。

(c) 事故・災害等速報伝達経路に基づき、各関係先に迅速に状況を伝達する。

(d) 災害の程度に応じ事故災害対策本部を設置する。

② 高速鉄道建設等工事現場の災害応急対策

災害が発生したとき又は発生の恐れがあり、高速鉄道建設等工事現場に重大な支障を及ぼすと予想される場合には、「大阪市高速電気軌道株式会社災害時活動体制の指針」に基づくほか、関係法令等に従った体制を確立し必要な活動を行う。

(2) 西日本旅客鉄道株式会社等（JR西日本、JR貨物、JR東海）

ア 災害予防

気象情報の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検整備及び災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

また、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後、直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うため、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

(ア) 鉄道施設の保守改良

- ① 橋梁の維持補修並びに改良強化
- ② 河川改修に伴う橋梁改良
- ③ 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- ④ 建物等の維持補修並びに改良強化
- ⑤ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ⑥ その他防災上必要な設備改良

(イ) 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合には必要な次の計画を毎年度当初（JR東海は必要に応じて）において策定する。

- ① 気象観測機器の整備及び観測報告
- ② 警戒発令基準（第1種、第2種）を気象条件により定める。
- ③ 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
- ④ 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画を立てる。
- ⑤ 職員の非常招集計画及び訓練計画を立てる。
- ⑥ 情報の収集、連絡体制の整備を図る。
- ⑦ 無線設備、電話等の通信設備の整備に努める。

(ウ) 鉄道災害対策

- ① 乗務員に対する教育訓練の実施を行う。
- ② 運転保安設備の整備、充実を図る。
- ③ 列車防護設備の充実を図る。
- ④ 踏切保安設備の整備及び踏切道の改良を行う。
- ⑤ 事故の発生を想定した事故復旧訓練の実施を行う。
- ⑥ 振替輸送、代替バス等の輸送方法を確立する。
- ⑦ 消防機関との連携の強化に努める。

イ 応急対策

各社は、相互に連携をとり、それぞれ定められた「災害応急処理規程」等に基づき、迅速かつ的確に応急復旧対策を実施する。

(ア) 災害復旧本部及び災害対策本部の設置

災害が発生し、被害等が各社であらかじめ定める設置基準になったときは、対策本部等を設置し、主として次の業務を実施する。

① 西日本旅客鉄道株式会社

対策本部及び復旧本部の種別・設置基準

事故対策本部等の種別、設置基準及び招集範囲

	設 置 基 準	招 集 範 囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な列車事故が発生したとき ・ 旅客が死亡したとき ・ 多数の負傷者が生じたとき ・ 主要な本線が長期間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員 (A招集)
		招集可能者の半数 (B招集)
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 列車事故が発生したとき ・ 本線が長期間不通となるおそれがあるとき ・ 長時間影響を及ぼすとき ・ その他必要と認めたとき 	必要最小限 (C招集)

※ 招集範囲は本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として関係室課長、鉄道部長及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと

② 日本貨物鉄道株式会社（関西支社）

名称	設置場所	設置の基準	業務
現地対策本部	現地	A 大都市近郊で大事故が発生したとき、又は貨物会社の責により旅客が死亡もしくは多数負傷したとき B 車両が10両以上脱線、又は貨物	(1) 旅客等の救護 (2) 応急・復旧作業 (3) 輸送上の手配 (4) 被害状況の調査
支社対策	支社	会社の責により旅客負傷したとき C 車両が5両以上脱線、又は本線が3時間以上不通となるおそれがあるとき D その他特に必要とみとめたとき	(1) 非常の輸送措置 (2) 応急復旧の企画 (3) 災害状況の調査 (4) 情報の収集伝達 (5) その他

③ 東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部及び関西支社）

名称	設置場所	設置の基準	業務
対策本部	新幹線鉄道事業本部	(1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署病院等の公共機関の応援を必要とするとき (2) 風水害により、輸送に大きな影響をおよぼすおそれのあるとき (3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき (4) その他、時に必要と認められたとき	(1) 事故状況の調査 (2) 資材及び備品等の手配 (3) 事故復旧処理及び原因調査 (4) 輸送計画、運転整理等 (5) その他
復旧本部	現地	（非常招集） 非常招集及び非常招集の種別は、新幹線鉄道事業本部長が決定するものとする。 非常招集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第1出動、第2出動、第3出動の招集を行う。 ※運転事故及び災害応急処理取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準による。	(6) 旅客の救護 (7) 応急、復旧作業 (8) 現地における情報の提供 (9) その他

(イ) 災害発生時の動員体制

- ① 災害発生の場合は、駅、区、所長は、その状況を輸送指令に報告する。
- ② 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに、必要と認められる箇所に連絡する。
- ③ 関係課長又は駅、区、所長は、必要な職員に対し非常招集を行う。

(ウ) 旅客等の避難

災害時における旅客等の避難に必要な指示、伝達、誘導及び収容等については、あらかじめ定められた方法により、迅速、的確に行うものとする。

(エ) 鉄道運転事故及び災害（風水害含む）

新幹線において、輸送に大きな影響を及ぼす鉄道運転事故及び災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合の復旧及び救護等応急処理について、「運転事故及び災害及び取扱細則」「新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準」に基づき、事故対策本部及び事故復旧本部を設置して対処する。

(オ) 列車の運転規制等

新幹線の気象異常時における運転規制等の取扱について、「新幹線災害時運転規制等取扱細則」に基づき対処する。

(3) 阪神電気鉄道株式会社

ア 災害予防

(ア) 災害予防計画の方針

台風、豪雨等による災害を予防するため、列車の安全運転に必要な線路、踏切道及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し鉄道施設の維持改良に努めるとともに、災害発生時の体制を整備する。

(イ) 鉄道施設の保守改良

- ① 橋梁の維持補修並びに改良強化
- ② 河川改良に伴う橋りょう改良
- ③ 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- ④ ずい道の維持補修並びに改良強化
- ⑤ 建物等の維持補修並びに改良強化
- ⑥ 線路周辺的环境条件の変化による災害予防の強化
- ⑦ その他防災上必要な設備改良

(ウ) 災害に対応する体制の確立

- ① 緊急時の連絡通報体制、出動体制を確立する。
- ② 気象観測機器の整備
- ③ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- ④ 振替輸送、代替バスの輸送方法の確立
- ⑤ 災害の発生を想定した情報伝達訓練、非常呼集訓練、復旧訓練を実施する。

イ 応急対策

(ア) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめ速やかに被害復旧にあたるため、鉄道非常事態対策本部を設置し、輸送の確保に努める。

(イ) 災害応急対策

災害が発生した場合、「非常事態対策規則」に基づき、鉄道非常事態対策本部の各班は復旧、輸送、救護の処置をとる。

(4) 阪急電鉄株式会社

ア 災害予防

(ア) 災害予防計画の方針

災害を予防するため、列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し鉄道施設の維持改良に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

(イ) 鉄道施設の維持改良計画

- ① 橋梁の維持補修並びに改良強化
- ② 河川改修に伴う橋梁改良
- ③ 法面、土留擁壁等維持補修並びに改良強化
- ④ 建物等の維持補修並びに改良強化
- ⑤ 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
- ⑥ その他防災上必要な設備改良

(ウ) 災害警備体制の確立

- ① 気象観測機器の整備
- ② 災害時の配備体制の確立
- ③ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画の周知徹底
- ④ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- ⑤ 防災訓練の実施

イ 応急対策

(ア) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、旅客の安全確保に努めるとともに被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部を設置し輸送力の確保に努める。

(イ) 災害応急対策

災害が発生した場合又はそのおそれのある場合、当社「緊急事態対策規程・防災体制要綱」に基づき適確迅速な防災措置をとるとともに、必要に応じて現地及び本社に対策本部を設置し、早期に事態の収拾を図る。

(5) 京阪電気鉄道株式会社

ア 災害予防

(ア) 災害予防計画方針

列車運転の安全確保に必要な線路及び諸施設の維持改良に努めるとともに、次の事項の鉄道災害防止体制を整備しておくものとする。

(イ) 鉄道災害予防計画

- ① 河川改修に伴う橋梁改良
- ② 浸水要注意箇所への軌道こう上
- ③ 法面、土留擁壁の維持補修並びに改良強化
- ④ ずい道の維持補修並びに改良強化
- ⑤ 線路周辺環境状況の変化による災害予防強化
- ⑥ 乗務員、技術員に対する教育訓練の実施
- ⑦ 運転保安設備の整備
- ⑧ 踏切道の立体化、構造改良の推進
- ⑨ 踏切道での安全通行や市民等に対する置き石防止等のための啓発活動実施

(ウ) 鉄道災害に対応する体制の確立

- ① 気象観測機器の整備
- ② 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- ③ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- ④ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- ⑤ 防災訓練の実施

イ 応急対策

(ア) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、旅客の安全確保及び負傷者の救出に努めるとともに、すみやかに被害復旧にあたり、輸送力の確保に努める。

(イ) 災害応急対策

災害が発生したときは、当社は「鉄道災害対策規則」に基づき非常災害組織を設け対処する。

(ウ) 配備体制及び動員方法

災害の程度に応じ「鉄道災害対策規則」に基づき、配備体制をとり係員を動員する。

(6) 近畿日本鉄道株式会社

ア 災害予防

(ア) 災害予防計画の方針

列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持改良に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

(イ) 防災施設の維持改良計画

- ① 橋梁の維持補修並びに改良強化
- ② 河川改修に伴う橋梁改良
- ③ 法面、土留擁壁等の維持補修並びに改良強化
- ④ 隧道の維持補修並びに改良強化
- ⑤ 建物等の維持補修並びに改良強化
- ⑥ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ⑦ 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
- ⑧ その他防災上必要な設備改良

(ウ) 災害警備体制の確立

- ① 気象観測機器の整備
- ② 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- ③ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- ④ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

⑤ 防災訓練の実施

イ 応急対策

(ア) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

(イ) 災害応急対策

① 非常本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、社内「災害救助規程」により本社に非常本部、輸送統括部に非常支部を設置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。

② 配備態勢及び動員数

「災害救助規程」により災害の程度に応じた業務担当班を設置して班員を動員する。

③ 通信連絡体制

a 鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。

b 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。

c 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。

d 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

(7) 南海電気鉄道株式会社

ア 災害予防

災害を予防するため、おおむね、次の各号に掲げる事項について計画実施する。

(ア) 防災設備の維持改良計画

① 橋梁の維持補修並びに改良強化

② 河川改修に伴う橋梁改良

③ 法面、土留擁壁等の維持補修並びに改良強化

④ 建物等の維持補修並びに改良強化

⑤ 電線路支持物の維持補修並びに改良強化

⑥ その他防災上必要な設備改良

(イ) 災害警備体制の確立

(風水害対策)

① 気象観測機器の整備

② 災害時の配備体制の確立

③ 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底

④ 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

⑤ 防災訓練の実施

(鉄道災害対策)

① 運行管理体制の充実

② 保守管理体制の充実

③ 教育訓練体制の充実

④ 鉄道施設の保守改良

⑤ 災害時の連絡体制・配備体制の確立

⑥ 非常招集体制の確立

⑦ 防災訓練の実施

⑧ 事故原因に調査研究の実施

(ターミナル駅の混乱防止計画)

① 混乱防止の組織体制

② 旅客の避難・誘導

③ 負傷者の救護

④ 消防・警察との連絡の徹底

- ⑤ 防災訓練の実施
- ⑥ 資機材の整備の充実

イ 応急対策

(ア) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、併発事故を防止し、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、速やかに被害復旧にあたるため、災害対策本部を設置し、輸送の確保を図る。

(イ) 災害応急対策

災害が発生した場合、「災害対策規程」に基づき対処する。

(8) 阪堺電気軌道株式会社

ア 災害予防

(ア) 災害対策基本方針

災害が発生した場合は、正確・迅速な情報の収集、連絡、処理及び円滑な広報を展開すると共に、旅客及び電車運行の安全確保並びに施設の保全を期する。

(イ) 災害応急対策

災害が発生した場合、「異常事態対策規程」に基づき対処する。

イ 応急対策

(ア) 災害予防計画方針

電車運転の安全確保に必要な線路及び諸施設の維持改良に努めると共に、次の災害防止体制を整備しておくものとする。

(イ) 設備の維持改良計画

- ① 施設、設備の定期的点検と計画的な保守補強
- ② 橋梁の維持補修又は、改良強化
- ③ 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- ④ 電線路支持物の維持補修並びに改良強化
- ⑤ 沿線電話等の通信設備の充実

(ウ) 処理体制の確立

- ① 気象情報の収集及び連絡体制の確立
- ② 要注意箇所の警備体制の周知徹底
- ③ 救急機関への要請経路の確立
- ④ 各現場機関への処理体制の確立
- ⑤ 監督官庁への連絡方法の確認

(エ) 係員に対する教育

- ① 異常時における通報連絡体制の確認
- ② 処理体制についての周知
- ① 防災訓練の実施

1.3. 河川・港湾施設等の災害予防・応急対策

(1) 河川施設

ア 災害予防

(ア) 計画の目的

高潮による水害を予防する。

(イ) 計画の内容

伊勢湾台風級の大型台風が室戸台風のコースを通過して来襲した高潮に十分対処できるよう防潮堤、水門、護岸等の管理等を行う。

イ 応急対策

(ア) 河川の点検

建設部は、他の水防団体と連携し、速やかに河川巡視等による点検を実施し、また、本市以外の河川管理者等からの通報を受け、河川の被災箇所（風害、冠水、陥没、倒壊、亀裂、流水阻害等）の発見に努める。

(イ) 応急対策の実施

- ① 被災箇所を発見したときは、直ちにその河川管理者に連絡のうえ、必要な水防活動を行う。

- ② 河川からの溢水、漏水のおそれのある被災箇所では、市本部と協議し、区本部と調整のうえ、防災関係機関等と連携して市民等の避難誘導等を実施する。

(ウ) 実施体制

建設部は、河川管理者、他の水防団体、河川占有者と連携して水防活動を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。また、本市管理河川においては緊急復旧を実施する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

また、職員のみでは十分な対応ができない場合を想定し、河川施設の調査や応急対策等の災害支援対策として各種団体と下記の協定を締結している。

- ・災害時における応援復旧対策の協力に関する協定

締結相手：一般社団法人 日本建設業連合会関西支部

一般社団法人 大阪建設業協会

(2) 港湾施設

ア 災害予防

(ア) 計画の目的

高潮、波浪その他海水等による被害から港湾地帯及びその背後市街地を防護する。

(イ) 計画の内容

① 施設の整備

過去最大規模の台風（伊勢湾台風級）が、大阪港に満潮時最悪の西側コース（室戸台風コース）を通り来襲することを想定し、越波に対する堤防の高さの確保を行い、安全度を高めることとする。

a 施設沈下に対する補正

海域及び河川筋の堤防を主として、計画高を維持するため必要な沈下補正を行う。

b 老朽化対策

施工年次が古く、老朽化している施設について補強を行い機能の復元を図る。

② 施設の維持管理

施設の機能を維持するため定期点検により現況を把握し、必要な措置を講じて高潮対策に万全を期す。

なお、堤防には、沿岸荷役の利用を図るため防潮扉が設けられており、非常時にその機能を発揮させるため平常時の維持管理は極めて重要であり、その安全度を高めるため、次により管理する。

a 定期的点検パトロールの実施

b 堤防及び防潮扉・水門等の維持補修

c 防潮扉集中監視装置の点検

③ 防潮扉開閉鎖の集中監視

市内の浸水被害防止のため、迅速な情報の送受信により、開閉鎖の確認を行い、安全度を高める。

イ 応急対策

(ア) 港湾施設の点検

大阪港湾部は、岸壁等の港湾施設の点検を職員によるパトロール、市民等及び関係機関からの通報により実施し、破損・倒壊等の被害状況を把握するとともに、危険個所の発見に努める。

(イ) 応急対策の実施

① 当面の処理

臨港道路における通行止め、防潮堤の土のう積み等施設に応じた処理を行う。

② 応急復旧方法

危険回避を目途として、応急復旧を施す。

(ウ) 実施体制

大阪港湾部は、関係機関と連携し応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資機材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

14. 上水道施設の災害予防・応急対策

(1) 災害予防

災害時においても、その時々状況に応じた必要最低限のサービスアビリティを確保するため、需要者の立場に立った応急給水並びに応急復旧の目標を設定し、これを達成するための施設の安定性強化と保全に努める。

- ア 浄・配水場や管路全般について、既存施設の整備とシステム面からみた施設の増強により、信頼性の高い水供給システムの構築を図る。
- イ 防災活動拠点となる建築物の安定性及び耐風・耐水害性の強化・保全
- ウ 緊急資材や情報通信機器等、応急対策の拡充・強化
- エ 水質監視機器及び検査機器の整備・拡充
- オ 施設全般の維持保全
- カ 他都市等との相互応援体制の強化
- キ 他部局等との連携強化
- ク 事業継続計画に基づく防災訓練の実施

(2) 応急対策

ア 市本部への情報連絡

(ア) 災害発生のおそれがある場合の情報連絡内容

災害発生のおそれがある場合、できる限り速やかに被害が予想される施設の巡回点検や応急予防活動等を実施するとともに、次の内容について災害情報システムや配水情報システムを活用しつつ、状況を把握する。

- ① 取・浄・配水場施設の稼働状況
- ② 市域の給水状況（水量、水圧、水質）

(イ) 災害発生後の情報連絡内容

災害発生後は、できる限り速やかに飲料水確保の状況等を把握するとともに、次の内容について災害情報システムを活用しつつ、市本部へ情報連絡を行う。

- ① 取・浄・配水場施設の被害・稼働状況
- ② 市域の給水状況
- ③ 管路の被害状況
- ④ 応急対策の基本方針
- ⑤ 消火栓の使用可否状況

(ウ) 応急対策開始後の情報連絡内容

応急対策開始後は、次の内容について市本部へ情報連絡を行う。

- ① 応急給水状況（拠点給水・運搬給水の箇所数等）
- ② 復旧方針及び復旧状況（浄・配水場施設、管路等）
- ③ 市民等への広報状況（伝達方法等）
- ④ 他都市等への応援要請状況

イ 管路施設等に関する応急復旧活動

災害発生のおそれがある場合や災害発生後において、水道センターは、所轄施設及び工事箇所の点検を実施し、必要に応じて保安対策、応急措置及び応急復旧対策を講じる。

(ア) 導・送・配水管路の点検

災害発生のおそれがある場合は、工事箇所の保安対策等、必要な措置をあらかじめ講じるとともに、災害発生後において、所轄施設のうち、あらかじめ定める次の優先箇所の巡回点検を実施し、洪水による侵食・深掘れ等に伴う管路被害の有無及びその状況を把握する。また、あわせて復旧活動の支障の有無を判断するための浸水被害状況などの把握に努める。

- ① 河川横断管路（水管橋・添架管・伏せ越し管）
- ② 水域及び堤体近傍管路
- ③ その他の管路（重要管路・大規模な浸水地域の埋設管路等）の巡視点検

(イ) 管路情報の整備

管路施設の応急復旧に必要な管路情報については、管路情報システムの作動・点検を行うとともに、水道管理図(1:1000)等の紙ベースの情報については、管理場所、管理状態を確認する。

(ウ) 被災箇所に対する緊急措置

被害箇所の応急復旧に着手するまでの間の緊急措置として、管路の破壊・流失等に伴う水質汚染や堤防の決壊等の二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合にあつては、速やかに緊急断水等の危険防止の措置を講じる。

(エ) 被災箇所に対する応急復旧

管路施設の復旧は、あらかじめ定めた優先順位を基本とし、市域の被害状況、浄・配水場の稼働状況、管路被害の程度及び復旧の難易度等を考慮して、可能な限り減・断水区域を限定し、汚水混入による水質汚染の拡大防止を図りながら実施する。

なお、復旧にあつては、資機材の調達状況、復旧体制及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等による復旧を行う。

また、道路部給水管の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

(オ) 復旧用資機材の調達

管路施設及び給水管の応急復旧に必要な資機材については、資材格納施設に備蓄しているものを優先使用し、不足する場合には、緊急調達や他水道事業体への応援要請を行う。

ウ 取・浄・配水場施設に関する応急復旧活動

災害発生のおそれがある場合や災害発生後において、取・浄・配水場は、河川及び気象情報を収集するとともに、所轄施設及び工事箇所の巡回点検を実施し、必要に応じて保安対策、応急措置及び応急復旧対策を講じる。

(ア) 河川水位の上昇に対する施設の点検と対策の検討

取水塔、取水口、取水管等、河川近傍に位置する水道施設の河川構造物の深掘れ・埋没・流失・浮上・堤防の決壊などの状況を巡回点検し、緊急的に取水や配水を停止する場合などに備えて、バルブの開閉試験、角落としの準備等、必要な措置をあらかじめ講じるとともに、浄水処理量の増加などを想定した対策を検討しておく。

(イ) 取水障害及び河川水質の悪化に対する対策

流水・流木・塵芥などの流達状況を巡回点検し、必要に応じて取水塔や沈砂池等にオイルフェンスを設置する。また、取水口等が閉塞した場合には、作業環境の安全性を十分確認した上で、流木等の除去作業を行う。その他、河川水が高濁度になる場合に備えて、薬品注入設備の点検、薬品注入量及び貯蔵量の確認、沈澱池・ろ過池・排水処理施設等の運転管理を強化する。

(ウ) 停電に対する点検と対策

停電のおそれがある場合には、保安用及び施設運転用の自家発電設備の試運転、燃料の点検・補充などを必要に応じて行う。また、停電が発生した場合、速やかに自家発電設備を運転するとともに、受配電系統の切替、浄・配水池の適正運転等により、可能な限り減・断水を生じないように努める。

(エ) 洪水・浸水（高潮、外水及び内水氾濫）

高潮、大雨による外水及び内水氾濫のおそれがある場合には、これらにより被害の発生する可能性の高い施設や給配水の拠点となる施設の巡回点検を強化するとともに、必要に応じ浸水等に備えて重要書類及び図面を待避させる等の水防活動を行う。また、洪水等に備えて重要書類及び図面を待避させるとともに、断水時の影響範囲を迅速に把握して水運用計画や応急給水計画を速やかに定め、可能な限り減・断水を生じないように務める。なお、洪水・浸水が発生し、水道施設が被災した場合には、被災系統の緊急停止や他系統からのバックアップ、排水作業の緊急措置を講じるとともに、可能な限り速やかに応急復旧を行うこととする。

(オ) 強風に対する点検と対策

強風によって倒壊等のおそれがある建物（プレハブ等）や設備（薬品貯蔵槽や屋外電気盤等）を巡回点検し、必要に応じて被害防止措置を講じる。

15. 下水道施設の災害予防・応急対策

(1) 応急対策

ア 基本方針

災害の発生又はそのおそれのある場合において、迅速かつ的確な緊急措置を行い、下水の適切な排水処理に努める。

イ 情報の収集伝達

災害時には、下水道施設の被災状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、次の被災内容について収集整理のうえ市本部、区本部及び関係各部に伝達する。

(ア) 管路施設の被害状況

- (イ) 処理場、抽水施設の被害、稼働状況
- (ウ) 市域の浸水状況
- (エ) 応急対策の基本方針及び復旧方針並びに復旧状況

- ウ 施設の応急対策

災害復旧については、被災調査を緊急調査・応急調査・本復旧のための調査の3段階に分けて実施し、各段階に応じた復旧を行う。

(ア) 緊急調査は、大きな機能障害につながる二次災害の危険性を判定し、必要に応じて緊急措置を行う。また、市域内の浸水状況の有無も併せて調査する。

(イ) 応急調査は、緊急調査で被害が発見された箇所等を中心に施設全体の被害状況を把握するための調査であり、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、重要性を判定し、必要に応じて応急復旧を行う。

(ウ) 本復旧のための調査は、本復旧を実施するに際しての前提となる予備調査であり、施設の重要性、被害箇所と程度、復旧方法、施設の将来計画を勘案し、本復旧を行う。

- ① 管路施設の応急対策

管路施設の被害は、雨水の場合に浸水被害をもたらすと同時に、汚水排除不良を生じさせる。

このため、被災後においては、社会活動及び市民生活の安全を図るため、関係機関との調整を行い、最低限の下水排除機能の確保に努める。

- a 道路施設等の他施設に与える影響を主に地表から調査し、必要に応じて陥没部への土砂の投入等の緊急措置を行う。
- b 管路の機能的・構造的障害を調査し、必要に応じて水管内、マンホール内の浚渫、仮排水設備の設置等の応急復旧を行う。
- c 本復旧の方法等を検討するための調査をテレビカメラ・目視等により行い、復旧方法、実施時期等を決定する。

- ② 処理場施設・ポンプ場施設の応急対策

処理場施設・場施設の被害は、下水道施設全体の機能に影響を及ぼす場合や二次災害の発生源となるおそれがあるため、予防、二次災害の未然防止、関係機関との調整を行い、最低限の機能確保に努める。

- a 近隣に影響の及ぼす可能性の大きいガス、油の漏洩の有無を 緊急点検し、元弁を閉じる等の処置を行い、また必要に応じて火気の使用禁止等の緊急措置を行う。
- b 処理場、ポンプ場施設に異常がある場合、監視装置だけで適切な措置方法が判断できないものについては、現地にて目視調査を中心に、主材・補材・配電盤・水槽・タンク等の外観異常点検を行うとともに、異常が認められたものについては応急措置を行い、運転を再開する。
- c 排水処理機能に支障を及ぼす設備機器等については、応急的修繕を行う。
- d 停電による対策としては、自家発電機やエンジン駆動ポンプを運転して備える。

- ③ 水質監視及び緊急調査

- a 水質監視は、下水処理場流入下水及び放流水について、別に定める緊急試験項目により行う。
- b 市内事業場の有害物質等の保管・管理状況について緊急調査を行う。

- ④ 災害用資機材

管路施設、処理場施設及びポンプ場施設の応急復旧に必要な資機材については、保有資機材を活用する。

- ⑤ 管路情報

災害復旧に必要な管路施設に関する台帳情報は、施設管理（管路）システムによりコンピュータを用いて一元的に管理し、その情報を4方面管理事務所に分散し復旧に活用するほか、本市と札幌市、京都市、広島市及び福岡市との間で、管路の下水道台帳（データベース）を各都市相互で保有し、災害時に備えている。

16. 電気施設の災害予防・応急対策

(1) 災害予防

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

ア 発電・変電設備、送・配電設備、通信設備について、現行の設備基準等に基づき十分な強度の確保を図る。

イ 電力供給システムの多重化を図る。

- ウ 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに監視を行う。
- エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- オ 主要な事業所は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な非常用電源を確保する。
- カ コンピュータ・システムについて、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

(2) 応急対策

ア 方針

非常災害対策組織及び社内外情報連絡体制を整備し、災害が発生した場合には、速やかな応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

イ 内容

(ア) 災害時における災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項

- ① 災害時には非常災害対策組織を設置し、被害状況等災害に関する的確な情報の収集と検討を行う。
- ② 災害時には、情報通信手段を確保し、被害状況等の情報をあらかじめ定められた情報伝達方法により迅速に社内外に伝達する。

(イ) 災害時における広報宣伝に関する事項

- ① 非常災害対策組織において、電力施設の被害状況や復旧見通し等についての適切な情報発表文を作成する。
- ② 災害発生後、関係官公庁、防災関係機関に対して被害状況等の迅速な情報報告を行う。
- ③ 災害時においては、市民等に対し、感電、火災等の二次災害事故防止のための電気施設及び電気機器使用上の注意等の広報宣伝活動を、広報宣伝車両及び機材並びに新聞放送等効果的な広報媒体を活用して実施する。

(ウ) 災害復旧要員の確保に関する事項

- ① 災害発生時に、迅速に災害復旧要員を確保できるよう非常呼出し体制を確立し、社内情報連絡及び緊急参集体制を整備する。
- ② 請負契約により協力会社等の災害復旧要員を確保する。
- ③ 災害規模に応じて他電力会社と相互協力し迅速な復旧に努める。

(エ) 災害復旧用資材等の確保に関する事項

- ① 災害時には速やかに保有資材の確認及び在庫量の把握を行う。
- ② 災害時には速やかに各種施設、設備の被害状況の把握を行う。
- ③ 調達を必要とする復旧資機材を迅速に手配し、必要箇所に輸送する。
- ④ 災害復旧用資機材を速やかに調達できるよう、あらかじめ、合理的に配置しておく。

(オ) 災害時における応急復旧工事に関する事項

恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、次のとおり実施する。

- ① 共通機器及び流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 送電設備
共通機器、流用可能備品及び貯蔵品並びにヘリコプター、車両等機動力を活用した応急復旧措置を行う。
- ③ 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更、又は移動用機器の活用による応急措置を行う。
- ④ 配電設備
発電機車による応急送電等、非常災害復旧により、迅速確実な応急復旧を行う。

⑤ 通信設備

- a 応急対策資材の整備による効率的応急復旧を行う。
- b 可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(カ) 災害時における危険予防措置に関する事項

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、感電等の二次災害のおそれがある場合で、関西電力送配電が必要と認めた場合又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(キ) 災害時における電力の融通

災害により電力が不足するときは、隣接する各電力会社と締結した「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき電力の確保を図る。

17. ガス施設の災害予防・応急対策

(1) 災害予防

災害に対しては機能に重大な支障が生じず、かつ人命に重大な影響を与えないことを基本目標とし、ガス施設設備の強化と保全に努める。

ア ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な構造・強度の確保を図る。

イ ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行うウ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 応急対策

ア 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

イ 応急対策

災害発生時には、「災害の対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(ア) 情報の収集伝達及び報告

① 気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

a 供給区域内の主要地点に雨量計・風速計等を設置し、気象情報を収集する。

b 気象情報システムにより、気象情報を収集する。

② 通信連絡

a 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の充実を図る。

b 事業所管内の諸条件を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

c 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

d 衛星通信車、可搬型衛星局の活用により連絡手段の強化を図る。

③ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(イ) 応急対策要員の確保

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

② 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(ウ) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び市民等に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

(エ) 危険防止対策

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

特に、特定地下街又は地下室等に対する応急措置として、緊急の場合には、地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する応急措置を行う。

(オ) 応急復旧対策

a 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガス供給を再開する。

b 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所及び救助救急活動の根拠となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

ウ 地下工事に伴う災害対策

(ア) 大規模地下工事に伴うガス導管の保安対策

① 施工に先立ち、他工事企業者と影響を受けることとなるガス導管の保安措置について協議を行い、以下のうち必要な措置を講ずるようにする。

- a 影響範囲外へ移設する。
- b 上記 a が不可能な場合は影響の少ない場所へ仮移設する。
- c 工事期間中供給上問題のないときは、一時遮断する。
- d 上記 a、b、c が不可能な場合は、管種変更あるいは、防護などを行う。
- e 導管が影響範囲内にある場合は、状況に応じて遮断装置を設ける。
- ② ガス導管の保安設備等については、他工事企業者との協議にもとづく立会巡回のほか、状況に応じ適宜巡回を行う。
- ③ 工事に際しては、非常の際の連絡通報体制を確立する。
 - (イ) 一般他工事に伴うガス導管の保安対策
一般他工事については、その規模、影響に応じ、大規模他工事に伴う保安措置に準じて、保安措置を行う。
 - (ウ) ガス導管工事に際しての事故防止計画
- ① 施工に先立ち、試掘などにより埋設物の位置を確認し、安全を確める。
- ② 影響のある場合は、埋設物管理者と保安措置について協議を行う。
- ③ 他埋設物の保安に関して教育を行いレベルアップを図る。

18. 電話施設の災害予防・応急対策

(1) 災害予防

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信及びその付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

ア 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

(ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

(イ) 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

(ウ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

(イ) 主要な中継交換機を分散設置とする。

(ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築すること。

(エ) 通信ケーブルの地中化を推進すること。

(オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(カ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

(2) 応急対策

ア 通信の非常そ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置を行い、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を行う。

(イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するための措置が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

(ウ) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(エ) 災害時における電話のふくそう緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音、再生できる災害用伝言ダイヤル（171）を提供する。

イ 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

(ウ) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信のそ通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

表 回線の復旧順位表

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く。）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(注) 新聞社、放送事業者又は通信社の定義は電話サービス約款（次表参照）による。

表 新聞社等の定義（電話サービス契約約款抜粋）

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

19. 放送施設の災害予防・応急対策

(1) 災害予防

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

(2) 応急対策

日本放送協会（大阪放送局）は、災害時において、放送施設に障害が生じたとき、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）により、次の措置を実施し、放送送出の確保に努める。また避難所へ受信機を貸与するなど、放送受信の確保に努める。

ア 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

イ 設備・機材の確保

（ア）電源関係諸設備の整備確保

（イ）中継回線、通信回線関係の整備及び確保

（ウ）送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

（エ）あらかじめ特約した業者及び借用先から、必要機材の緊急借用又は調達の確保

ウ 放送施設応急対策

（ア）放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

（イ）中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

（ウ）演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

エ 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講じる。

（ア）情報の周知

避難場所その他の有効な場所へ受信機を貸与する。

（イ）受信機の復旧

被災受信機の取り扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信相談所を開設するなど、関係団体の協力を得て被災受信設備及び受信機の復旧を図る。

（ウ）災害の状況に応じ安否放送及び生活情報を放送する。

オ 災害復旧

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

20. 下水道施設の整備

本市は、市街地の9割までが平坦な低地であり、自然排水が困難な地形であることから、集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施している。

(1) 雨水排水施設の整備

浸水のない安全で快適な都市の形成を図るため、下水道幹線の建設や処理場ポンプ場の新設・増設、さらに、局所的大雨による集中豪雨被害軽減対策として、雨水の入り口である「ます」や、道路を横断する側溝の増設などの「点の対策（ピンポイント対策）」と、枝線管渠のネットワーク化などの「面の対策（やや規模の大きな対策）」など、各種対策を組み合わせ実施していく。

(3) 流出抑制対策の推進

調整池や下水道管のネットワーク化、貯留施設（学校のグラウンドや公園等の公共施設内で検討）等の整備を図り、浸水対策を進めるとともに、その一方で、緑地の増加や道路の透水性舗装の整備、民間開発等の雨水排出抑制の強化、個人レベルの流出抑制策（各戸貯留、浸透ます等）等の流出抑制対策を検討する。

(4) ポンプ場の浸水予防対策

災害時における都市の排水機能の確保の重要性から、ポンプ施設の耐水性の保持は重要な要件であり、津波や高潮、豪雨による浸水を想定した「計画浸水予防高」等を考慮した施設配置、建築物の防水扉の設置等の耐水化対策を施すこととする。なお、計画浸水予防高については、必要に応じた見直しを検討する。

また、施設内に浸水してもポンプ機能を確保できるように、電源設備等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備（ポンプ、電源設備等）が設置している部屋への防水扉等の設置、主要設備の耐水化等の対策も進める。

さらに、浸水時の予備燃料不足等による機能低下を防ぐため、予備電源や予備燃料等の確保に努める。

(5) 河川・下水の連携

特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域に指定されている寝屋川流域において、「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、行政、流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指す。とりわけ、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施する。